

令和8年度カジノ管理委員会政策評価実施計画

令和8年3月13日

カジノ管理委員会決定

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条の規定に基づき、令和8年度カジノ管理委員会政策評価実施計画を以下のとおり定める。

第1 計画期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第2 事後評価の対象及び評価方法

- (1) 事後評価の対象とする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）
令和8年度に評価を行う施策は別紙のとおりとし、実績評価方式により評価することとする。
事後評価の実施に当たっては、あらかじめ、達成すべき目標や測定指標などを記載した事前分析表を策定し、これに基づき、計画期間終了後速やかに事後評価を実施することとする。
- (2) 政策決定後5年経過時点でなお未着手の政策又は政策決定後10年経過時点でなお未了の政策で、本計画の対象とする政策（法第7条第2項第2号に区分されるもの）
該当なし
- (3) その他の政策で、本計画の対象とする政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）
該当なし

(別紙)

【カジノ管理委員会 政策体系】

政策：カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保

施策1 カジノ事業者等の監督等に向けた準備

施策1-1 カジノ事業者等の監督体制の整備

施策1-2 業務管理のためのシステム構築等

施策2 カジノ事業免許等の審査